

教職員の処分について

教職員の処分を次のとおり行いました。本件につきましては、関係者並びに市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

1 「児童への不適切な言動等」に係る処分

項 目	内 容
処分を受けた教職員	市立小学校 教諭（23歳）
事 案 の 概 要	当該教諭は、令和7年5月15日、学級児童の前で、児童が泣くほどの大きな声で校長を叱責した。また、同年6月3日、事実と異なる教職員間の不和について児童に話した上で、口止めと取られるような発言をし、児童や保護者を不安にさせた。 このほか、繰り返し管理職に業務上の配慮を求め、要求が承諾されない場合は「年休を取る、年休を取る理由は職員間の不和のためであることを児童や保護者に言う」と管理職を脅す、学習評価に係る業務を遂行せず他の教職員に任せるなど、職場の秩序を著しく乱したもの
処 分 の 内 容	減給1か月（給料月額の10分の1）
処 分 年 月 日	令和7年8月21日

上記処分のほか、職場の秩序を乱す行為に関係した教職員1名を文書訓告としました。

2 上記事案に係る処分等（管理監督責任）

項 目	内 容
処分等を受けた教職員 及び処分等の内容	市立小学校 校長 文書訓告
処 分 等 年 月 日	令和7年8月21日

問合せ先
教職員課
電話 042-707-7438